

基金取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人独立蓄積型データ放送研究開発機構（以下「当法人」という。）の定款第35条に基づき、当法人の基金の取扱いについて必要な事項を定める。

(基金の種類)

第2条 当法人の基金の拠出は金銭によるものとし、その他の財産による拠出は取り扱わない。

第2章 基金の募集、割当て及び払込み

(基金の募集)

第3条 当法人は、定款第33条の基金を募集しようとするとき、その都度、社員総会の議決を得て次の事項（以下「募集事項」という。）を定める。

- (1) 募集に係る基金の総額
- (2) 基金の拠出に係る金銭の払込みの取り扱い場所、振込みの期日又はその期間

(基金の申込み)

第4条 当法人は、前条の募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対し、次の事項を通知する。

- (1) 当法人の名称
- (2) 募集事項
- (3) 払込みの取扱いの場所
- (4) 基金の拠出者の権利に関する規定
- (5) 基金の返還の手続
- (6) 定款に定められた事項であって、基金の引受けの申込みをしようとする者がこの法人に対して通知することを請求した事項

2 基金の引受けの申込みをしようとする者は、次の事項を記載した書面を当法人に提出しなければならない。

- (1) 申込みをする者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(2) 引受けようとする基金の額と数

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の提出に変えて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定めるところにより、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、この申込みをしたものは、同項の書面を提出したものとみなす。

(基金の割当て)

第5条 当法人は、申込者の中から基金の割当てを受ける者を定め、その者に割り当てる基金の額を定めなければならない。この場合において、当法人が申込者に割当てる基金の額は、前条第2項第2号の額を上限とする。

2 当法人は、第3条第1項第2号の期日又は期間の初日の前日までに、その申込者に割り当てる基金の額を通知しなければならない。

(基金の拠出の履行)

第6条 基金の引受人は、第3条第1項第2号の期日又は期間内に、当法人が定めた払込みの取扱いの場所において、それぞれの基金の払込み金額の全額を払い込まなければならない。

2 基金の引受人は、第1項の規定による払込み（以下「拠出の履行」という。）をする債務と、当法人に対する債権とを相殺することができない。

3 基金の引受人が、拠出の履行をしないときは、基金の引受けは、その効力を失う。

(基金の拠出者となる時期)

第7条 基金の引受人は、次の各号に掲げる場合には、その各号に定める日に、拠出の履行をした基金の拠出者となる。

(1) 第3条第1項第2号の期日を定めた場合 その期日

(2) 第3条第1項第2号の期間を定めた場合 拠出の履行をした日

2 当法人は、前項に定める日に、基金の拠出者に対し、拠出の履行の証として証拠証（引受け証）を発行する。

第3章 基金の管理

(基金管理簿)

第8条 当法人は、基金の募集の都度、基金管理簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 募集に係る基金の総額
- (2) 基金の拠出に係る金銭の払込みの期日又はその期間
- (3) 基金の拠出者の氏名又は名所及び住所又は所在地
- (4) 拠出者毎の基金の金額及び数
- (5) 前号の基金の返還が行われた場合においては、その後の金額及び数

(債権の譲渡等)

第9条 当法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡・質入及び信託することはできない。

2 基金の拠出者が死亡又は解散したときは、その正当に承継した権利者に当法人に対する基金の拠出者の検知は帰属する。

3 前項の場合、当法人は、正当に承継した権利者の請求により、基金管理簿並びに証拠証（引受け証）に追加記載する。

第4章 基金の返還

(基金の返還等)

第10条 当法人の基金の返還は、社員総会の決議によって行わなければならない。

2 当法人の基金の返還に係る債権については、利息を付さない。

第5章 雑則

第11条 本規程の変更は、社員総会の決議によって行わなければならない。

第12条 本規程に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

附則

1 本規程は、令和6年8月8日に施行する。